

気象警報発令等による市立図書館臨時休館判断基準

岡山市立中央図書館

警報等	判断時期
各特別警報	◎図書館が立地する中学校区の地域に左記の警報等が発令された場合（もしくは発令中の場合）には、臨時休館とする。 ◎左記の警報等が解除された場合は、できるだけ速やかに開館する。 ※ただし、午後5時（灘崎図書館は午後4時）の時点で、警報が継続されている場合は、閉館時刻まで臨時休館を継続する。
避難指示（警戒レベル4）以上の避難情報	
暴風警報	
大雪警報	
暴風雪警報	
震度5弱以上の地震	◎施設・設備の損傷状況を確認した上で、開館の可否を判断する。

（令和元年6月14日策定）

※非常変災その他急迫の事情による場合や、大雨警報、洪水警報のみの発令により、被害（がけ崩れ、冠水など）を受ける可能性が生じ、図書館利用者に危険が及ぶ恐れがあるときは、この基準に満たない場合であっても、中央図書館長の判断により休館とすることができる。

※その他、交通事情等の諸事情により開館に支障を来たす場合は、中央図書館長の判断により臨時休館とすることができる。

○上記を判断基準とし、図書館において臨時休館を決定をした場合は、速やかに中央図書館長から生涯学習部長に報告する。

（参考）

特別警報・・・台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量になると予想され、若しくは数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯性低気圧により大雨（大雪）・暴風等になると予想される場合に発令される。
このほか、津波・火山噴火・地震の特別警報については、それぞれ大津波警報、噴火警報、震度6弱以上の緊急地震速報を特別警報に位置づけている。